

○練馬区立中学校部活動等における大会参加経費支出要綱実施要領

昭和56年 7月17日

練教学発第282号

(目的)

第1条 この要領は、練馬区立中学校部活動等における大会参加経費支出要綱(以下「要綱」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(宿泊料支出地域)

第2条 要綱第4条第2項に定める宿泊料を支出する地域は、別表に定める地域を除く地域とする。ただし、別表に定める地域のうち、特別区の区域を除く地域において大会が開催される場合で、次条第1項各号の支出条件を満たす場合は宿泊料を支出するものとする。

(宿泊料支出日数)

第3条 宿泊料は、宿泊が必要と認められるつぎの場合に支出する。

- (1) 大会要項等に定める生徒が参加しなければならない競技等の集合時間までに会場に到着するため、公共交通機関を利用すると、生徒居住の最寄り駅出発時刻が当日の午前6時以前となる場合
- (2) 参加競技の終了後、公共交通機関を利用し帰宅すると、生徒居住の最寄り駅到着時刻が午後10時を過ぎる場合
- (3) その他特別な事情により練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める場合

2 要綱第4条第1項に定める、宿泊する施設の契約料金は1泊あたり12,000円以内とする。ただし、委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

3 前2項に係る宿泊費の支出は資金前渡の方法による。

(宿泊料の戻入)

第4条 宿泊料の交付を受けた中学校の校長は、大会がトーナメント方式により行われ、敗退等により当初予定した宿泊数を要しなかった場合、その他の事情により宿泊数を要しなくなった場合は、その要しなくなった宿泊に応じた宿泊料を区に戻入しなければならない。ただし、宿泊のキャンセルに伴い、キャンセル料を支出した場合は、キャンセル料を除いた額に戻入するものとする。

(交通費支出条件)

第5条 要綱第5条第2項に定める交通費は、生徒の居住地から大会要項等に定める会場もしくは宿泊地および会場から宿泊地の区間について支出する。

(交通費支出基準)

第6条 交通費は、生徒が公共交通機関を利用した場合に要する経費について支出する。

2 鉄道を利用する場合は、つぎの各号に定めるところにより経費を支出する。

(1) 乗車に要する旅客運賃

(2) 片道100km以上の区間を利用する場合で、委員会が必要と認めるときは、前号の旅客運賃のほか、その乗車に要する特急料金（新幹線を含む。）を支出する。

(3) 座席指定制を採用する列車（新幹線、在来線特急等）を利用する場合で、委員会が必要と認めるときは、前2号に加えて座席指定料金を支出する。

3 バスを利用する場合は次の各号に定めるところにより経費を支出する。

(1) 路線バスの利用

運賃相当額を支出する。

(2) 高速バス・連絡バス等の利用

委員会が必要と認めるときは、当該乗車に要する運賃を支出する。

4 船舶を利用する場合は、乗船に要する船賃を支出する。

5 北海道、九州、沖縄その他交通の便が著しく不便な地域において大会が開催される場合で、委員会が必要と認めるときは、航空運賃を支出する。

6 前各号の規定にかかわらず、公共交通機関による代替が著しく困難である場合または団体行動上の必要性が高い場合で、委員会が特に必要と認める交通手段を利用した場合は、その経費を支出する。

7 行程変更時の取扱い

予定した交通手段を利用しなくなった場合は、その経費を戻入しなければならない。ただし、当該交通手段の変更に伴いキャンセル料を支出した場合は、キャンセル料を除いた額を戻入するものとする。

(運搬費等支出基準)

第7条 大会参加に要する大型器具（ティンパニー・大太鼓等）の運搬および交通機関の状況で委員会が生徒の輸送を必要と認めたときは、かかる経費を支出する。この場合の経費の支出は、資金前渡の方法によらずに行うことができる。

（運搬費と交通費の関係）

第8条 大型器具の運搬にバスを雇い上げ、生徒を同乗させる場合は、同乗生徒の交通費は支出しないものとする。

付 則

昭和57年8月1日練教学発第335号により改正

付 則

平成13年6月1日練教学学発第277号により改正

付 則

平成20年7月1日練教学学第676号により改正

付 則

平成26年7月30日26練教教学第728号により改正

この要領は、平成26年7月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（令和5年6月13日5練教教学第271号）

この要領は、令和5年6月13日から施行する。

付 則（令和7年1月21日6練教教学第1335号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（令和8年3月12日7練教教学第1814号）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

東京都	都内の全地域（西多摩郡奥多摩町、同檜原村および島しょを除く）
埼玉県	上尾市、朝霞市、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、北本市、行田市、久喜市、鴻巣市、越谷市、さいたま市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、白岡市、草加市、鶴ヶ島市、所沢市、戸田市、新座市、蓮田市、飯能市、東松山市、日高市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市、

	入間郡越生町、同三芳町、同毛呂山町、北足立郡伊奈町、北葛飾郡杉戸町、同松伏町、比企郡川島町、同滑川町、同鳩山町、同吉見町、南埼玉郡宮代町
神奈川県	厚木市、綾瀬市、伊勢原市、海老名市、鎌倉市、川崎市、相模原市、座間市、逗子市、茅ヶ崎市、秦野市、藤沢市、平塚市、大和市、横須賀市、横浜市、高座郡寒川町、中郡大磯町、同二宮町、三浦郡葉山町
千葉県	我孫子市、市川市、印西市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、佐倉市、白井市、千葉市、流山市、習志野市、野田市、船橋市、松戸市、八千代市、四街道市、印旛郡栄町、同酒々井町
茨城県	牛久市、取手市